

愛教労 2019年度県人事委員会へ 要求書提出

2019年度愛知県人事委員会勧告におけ要求書 提出と説明

8月4日、愛教労は、愛知県人事委員会に対して以下の要求を提出しました。

- 1 賃金・手当での改善等について
教職員の賃金を大幅に引き上げ、職員の生活と労働の実態にふさわしい水準に改善すること。
- 2 教員給与の抜本的改正、とりわけ給特法改正に向けて様々な機関にはたらきかけること。
- 3 俸給表改定は、全ての号俸でおこなうこと。
- 4 1年を単位とする変形労働時間制を導入しないこと。
- 5 地域手当を全県一律とし、支給割合を増やすこと。
- 6 自宅にかかる住居手当を復活し、借家の住居手当を増額すること。
- 7 通勤手当の増額や自家用車による出張手当の増額をおこなうこと。
- 8 原付・自転車の通勤手当を増額すること。特に駅の駐輪場費用も県が負担すること。
- 9 駐車料金徴収を止めさせること。
- 10 期末・勤勉手当を引き上げ改善すること。改善は、期末

- 手当でおこなうこと。
- 11 再任用職員の賃金は、年金支給開始までの生活維持にふさわしい水準に引き上げること。
- 12 扶養手当の支給範囲および支給額を改善すること。
- 13 年度末で62歳となる再任用教員の内、希望者にはフルタイム再任用職員として引き続き雇用すること。

- 2 労働時間短縮の実効ある取り組みについて
① ICカードやタイムカードを活用し、勤務時間管理を徹底するとともに、勤務時間短縮のための実効ある措置を講ずること。
- 2 超過勤務時間の上限規制をおこなうこと。
- 3 時間内で仕事が終わるよう、正規教職員を増やすよう勧告すること。
- 4 当面、長時間・過密労働を助長している部活動を縮減すること。とりわけ小学校の部活動指導者から教員を除外すること。
- 5 労働時間間隔を11時間以上確保すること。
- 6 勤務時間の割り振り変更を、割り振り変更簿を作成し確実におこなうこと。

- 3 臨時教職員の処遇改善について
① 再任用職員を定数外とすること。
- ② 県内の定数内講師をやめ、正規教員にすること。
- ③ 非常勤教職員等非正規職員の雇用の安定と賃金及び労働条件の改善を行うこと。
- 4 健康・安全確保、母性保護等について
① 義務教育諸学校にも心の病の発生を予防するため、「心の健康づくり」に向けた対策を充実・強化すること。
- ② セクハラ・パワハラ・マタハラ防止に対する具体的な対策を講ずること。
- ③ 不妊治療を目的とした休暇を制度化すること。
- 5 制度の周知や、休暇・休業制度が利用しやすい環境整備をすること

- 1 個人情報を行政が一括して把握・管理すること自体が問題であるマイナンバー制度に反対し、撤廃するよう公立学校共済組合本部および文部科学省、総務省に働きかけること。
- 2 マイナンバーカードの取得推進の取り組みが、取得を強制するものではないことを明示すること。
- 3 取得しない場合でも何らの不利益はないことを明示すること。

- 1 個人情報を行政が一括して把握・管理すること自体が問題であるマイナンバー制度に反対し、撤廃するよう公立学校共済組合本部および文部科学省、総務省に働きかけること。
- 2 マイナンバーカードの取得推進の取り組みが、取得を強制するものではないことを明示すること。
- 3 取得しない場合でも何らの不利益はないことを明示すること。

2学期が始まる
一週間早まった2学期ですが、それぞれの学校ではどんな状況でしょうか？

始業式翌日から給食開始で6時間授業。夏休みの課題の点検や授業準備で大忙し。

作品募集で学年一点の選出に、そこまでやらないといけないのか？団体で責任を持って最後までやってほしい。

せめて学校は取りまとめただけで、評価まで押し付けられては・・・ここにこそ、教員の働き方の見直しが必要ではないか。

△中学校では、早々に教育相談。5教科の課題テストで生徒も余裕のないスタート。

2学期早々にゲリラ豪雨が数回あった。地域の開発に伴い排水機能が十分でなく、道路に水があふれ、川も危険の状態のところがあった。各学校では防災訓練が行われたようだ。通学路の再度の点検も必要だ。



復職プログラムが、「復職できるように考えた」ものなのか、それとも「復職できなくてもかまわないという内容」のものなのかが問題です。校長の考えで変わってしまうようなプログラムや報告書ではなく、主治医を加えた第三者機関が作成、経過観察を行いながらのプログラムが必要です。今回は 10 月 25 日(金)に鈴木さん本人への尋問です。(K)